

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会
(東京都担当部会)

令和3年8月13日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの 2件

厚生年金保険関係 2件

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第2100003号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第2100066号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険の標準報酬月額の見直しを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和50年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成9年4月1日から平成14年1月10日まで
A社に勤務した期間のうち、請求期間に係る標準報酬月額が実際の給与支給額と相違している。給与明細書及び源泉徴収票を提出するので、調査の上、記録を見直ししてほしい。

第3 判断の理由

請求者は、A社に勤務した期間のうち、請求期間に係る標準報酬月額が実際の給与支給額と相違していることから、同社に対し給与明細書及び源泉徴収票(以下「給与資料」という。)の再発行を依頼し、作成された給与資料を添付して当該期間に係る標準報酬月額の見直しを求めている。

しかしながら、給与資料に記載された保険料のうち、健康保険料は、A社が加入していた国民健康保険組合の請求期間当時の保険料額と相違している上、請求期間の一部期間に係る雇用保険料は、請求期間当時の保険料率から算出した保険料額と相違している。

このことについて、事業主は、請求者から上記給与資料の作成を依頼されたが、請求期間当時の賃金台帳等を保管していないことから、請求期間当時、顧問契約をしていた会計事務所の担当者(以下「担当者」という。)に給与資料の作成を依頼した旨回答及び陳述しており、担当者は、事業主から当該資料の作成依頼を受け、請求者の陳述及び事業主の記憶から給与資料を作成した旨回答及び陳述している。

また、事業主及び担当者は、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料控除については不明である旨回答及び陳述している。

以上のことから、上記給与資料の記載内容は、請求期間当時のものとは認められない。

このほか、請求期間について、請求者の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について、確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求期間について、請求者が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越 (東京) (受) 第 2100075 号
厚生局事案番号 : 関東信越 (東京) (厚) 第 2100067 号

第 1 結論

- 1 請求期間①について、請求者の A 社 (現在は、B 社) における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。
- 2 請求期間②について、請求者の C 社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 39 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成 7 年 4 月 15 日から平成 9 年 9 月 1 日まで
② 平成 9 年 11 月 1 日から平成 12 年 8 月 15 日まで

請求期間①は A 社が経営する「D」に勤務し、請求期間②は C 社が経営する「E」に勤務していたが、厚生年金保険被保険者となっていない。調査の上、請求期間①及び②に係る年金記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第 3 判断の理由

- 1 請求者は請求期間①当時、A 社が経営する「D」に勤務していた旨主張しているところ、複数の同僚が請求者は「D」の店長であった旨回答していることから、請求者が同社に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、A 社で営業企画として「D」を企画したとする者は、請求者は正社員ではなく、厚生年金保険に加入させていなかったと思う旨陳述している上、同社において総務部経理担当をしていたとする者は、調理人等に関しては、本人の希望で厚生年金保険に加入しないこともあった旨回答しているほか、当該経理担当者が名前を挙げた者も本人の雇用形態により厚生年金保険に加入しないこともあった旨回答している。

さらに、B 社の事業主は、平成 15 年以前の情報は既になく、請求者の給与から厚生年金保険料を控除していたか否かは不明と回答しており、請求者も給与明細書等の資料を保有していないことから、請求者の請求期間①に係る保険料控除を確認することができない。

- 2 請求者は請求期間②当時、C 社が経営する「E」に勤務していた旨主張しているところ、複数の同僚が請求者は「E」に勤務していた旨回答していることから、請求者が同社に勤務して

いたことはいかがえる。

しかしながら、請求者は、「E」で勤務していたとして3人の姓を挙げているところ、そのうち二人の姓については、請求期間②において、C社の厚生年金保険被保険者の中に同姓の者が存在せず、残る一人については、同姓の者に照会したものの回答がなかった。

また、C社の事業主は、請求者は元事業主が連れてきた人材であったことからどのような条件で勤務していたか不明であり、請求者の給与から厚生年金保険料を控除していたか否かについても不明である旨回答している上、請求者も給与明細書等の資料を保有していないことから、請求者の請求期間②に係る保険料控除を確認することができない。

- 3 このほか、請求者の請求期間①及び②における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として、請求期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。